

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成 23 年度実績)

施設名	宇都宮市サン・アビリティーズ		
所在地	宇都宮市屋板町251番地1		
根拠条例等	宇都宮市サン・アビリティーズ条例（平成15年条例第11号） 宇都宮市サン・アビリティーズ条例施行規則（平成15年規則第4号）		
設置年月日	昭和59年7月17日（設置） 平成15年4月1日（国から市に譲渡）		
設置目的・ 業務内容	設置目的	障がい者の教養，文化及び体育の向上を図り，その社会参加を促進し，もって障がい者の福祉の増進に寄与するために設置する。	
	業務内容	- 障がい者の教養，文化及び体育の向上に関すること。 - 障がい者の機能回復及び健康の増進に関すること。 - 障がい者の交流に関すること。 - その他目的を達成するために必要な事業	
開館時間	午前9時から午後9時まで（日曜日・祝日は午後5時まで）		
休館日	月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日），12月29日から翌年1月3日まで		
現在の指定管理者	企業組合 労協センター事業団		
収支概要（千円）	指定管理料等(市支出総額)	19,053千円	
	使用料（利用料金）収入	1,989千円	
利用者数(のべ人数)	85,150人		
施設構造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平屋造		
敷地面積(㎡)	4,378.48㎡	延床面積(㎡)	1,594.09㎡

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	体育室	—	672.00㎡
	研修室	（54席）	75.00㎡
	多目的ホール	—	45.00㎡
	音楽室	（24席）	45.00㎡
	教養娯楽室	—	35.65㎡
	相談室	—	12.50㎡
	ミーティングルーム	—	23.88㎡
	図書コーナー	—	37.50㎡
	機能訓練室	—	108.29㎡
その他の特記事項	1 宇都宮市サン・アビリティーズ条例第9条に規定する使用料減免の範囲 (1) 身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者福祉手帳の所持者及び介護者 (2) (1)の手帳所持者が半数以上参加する会議，事業等 【H23 減免取扱件数/金額】 1,257 件/3,068,160 円		
	2 使用許可の申請 (1) 障がい者 使用日の属する月前3月の初日から利用日まで (2) 障がい者以外の者 使用日の属する月前1月の初日から利用日まで		
	3 器具の貸出 ポータブルプレーヤー，ステレオセット，カラオケセット，16ミリ映写機， スライド映写機，ビデオデッキ，ディスクゴルフ，ビームライフル		